

両親がいない児童などへの就学支援  
大工原朝代記念基金就学等支援金給付

故 大工原朝代さんのご遺志に基づく寄附金を財源として、要支援児童等を監護、又は養育している方の申請に基づき、当該児童などに就学等支援金を給付します。

1 要支援児童等とは

給付基準日において、原則 21 歳未満の者で、次のいずれかに該当する者です。

- ① 父又は母が死亡している者
- ② 父又は母の生死が明らかでない者
- ③ 父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている者
- ④ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている者
- ⑤ 児童養護施設に入所している児童であって、当該児童養護施設へ入所する前に市内に住所を有していた者

2 支援金の給付時期と給付額

支援金の給付時期	給付額
① 小学校等に入学するとき	1 人につき 50,000 円
② 中学校等に入学するとき	1 人につき 50,000 円
③ 高等学校、高等専門学校等に入学するとき	1 人につき 100,000 円
④ 高等学校、高等専門学校等を卒業するとき	1 人につき 200,000 円

3 受給者の要件は

- ① 基準日において 1 年以上継続して市内に居住する監護者等で、市税の滞納がなく、かつ、児童扶養手当を受給している者
- ② 1-⑤の児童が入所している児童養護施設の長

4 支援金の給付基準日は

- ① 2-①～③の場合、入学した日の属する年度の 4 月 1 日
- ② 2-④の場合、卒業した日の属する年度の 3 月 31 日

5 支援金を受けるには

佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付申請書（様式第 1 号）に下記の書類を添えて学校教育課に提出してください。

- ① 要支援児童等の入学又は卒業を証明する書類
- ② 申請者（児童養護施設の長を除く）の住民票
- ③ 申請者（児童養護施設の長を除く）市税の納税証明書
- ④ 申請者（児童養護施設の長を除く）児童扶養手当の受給を証明する書類
- ⑤ 児童養護施設の長は、要支援児童等の入所を証明する書類
- ⑥ その他佐久市教育委員会が必要と認める書類

※平成 28 年 1 月より、申請者（児童養護施設の長を除く）のマイナンバー（個人番号）を申請書に記入いただき、書類提出時に窓口での本人確認ができれば②～④の書類の提出は不要となりました。

本人確認のためには「マイナンバーカード（個人番号カード）」または『マイナンバー通知カード』と顔写真付きの身分証明書』が必要となります。

## 6 申請期間と給付時期

区分	申請期間	給付時期
入学の場合	4月1日～5月の第2月曜日まで	6月上旬
卒業の場合	3月31日	4月末～5月上旬

※「卒業の場合」は申請期間が3月31日のみとなります。その日の申請がどうしても困難な場合は、あらかじめ電話にてご相談ください。

## 7 その他

詳細は、佐久市大工原朝代記念基金就学等支援金給付要綱のとおりです。ご不明な点があれば、下記担当までご連絡ください。

担当：学校教育課 学務係 TEL：0267-62-3478（直通）
--------------------------------------